|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **相続順位** | **相続人** | **割合** | **相続人** | **割合** |
| **１** | 配偶者 | 二分の一 | 子 | 二分の一 |
| **２** | 配偶者 | 三分の二 | 親 | 三分の一 |
| **３** | 配偶者 | 四分の三 | 兄弟 | 四分の一 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **遺言書あり** | **遺言書なし** |
| 遺産の分け方 | 亡くなった人が指定した想いどおりの財産の分け方ができる | 法律で決められた分け方で分ける  相続人の全員の話し合いで分け方を決める |
| 遺産分割協議書 | 不要 | 必要 |
| 相続人のその後 | 遺言書の付言事項に亡くなった人の想いあり  納得した遺産分割ができる | 分け方により争族になる可能性もあり |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **自筆遺言** | **公正証書遺言** |
| **費用** | かからない | 遺産の額により公証役場に支払う手数料あり |
| **書き方** | 自分ですべて書く  ・書いた日付・名前・押印  ・遺産の指定  不備があれば無効となる | 公証人との話し合いにより公証人が作成  ・財産調査をして財産目録作成  ・遺言で指定した人との続柄のわかる戸籍謄本を準備する |
| **メリット** | いつでも書ける | 無くなる心配がない  法的に不備がない |
| **デメリット** | 法的に不備となる可能性あり  訂正箇所の形式あり  検認の手続きあり  文章の書ける人しか作成不可 | 公証役場への費用がかかる  （下記参照） |
| **相続開始後** | ・家庭裁判所での検認あり  ・遺言書以外の財産調査  ・亡くなった人の出生から死亡までの戸籍の取得 | 遺言書どおりの遺産分割がすぐに実行できる |
|  | | |

　　　　　　　　　　　　❀公証役場に支払う手数料❀

　　　　　　　　　　　　（目的財産の価額）　　　（手数料の額）  
　　　　　　　　　　　　　　　１００万円まで　　　　　５０００円  
　　　　　　　　　　　　　　　２００万円まで　　　　　７０００円  
　　　　　　　　　　　　　　　５００万円まで　　　　１１０００円  
　　　　　　　　　　　　　　１０００万円まで　　　　１７０００円  
　　　　　　　　　　　　　　３０００万円まで　　　　２３０００円  
　　　　　　　　　　　　　　５０００万円まで　　　　２９０００円  
　　　　　　　　　　　　　　　　　１億円まで　　　　４３０００円  
　　　　　　　　　　　　　　　　１億円を超える部分については  
　　　　　　　　　　１億円を超え３億円まで　５０００万円毎に　１万３０００円  
　　　　　　　　　　３億円を超え１０億円まで５０００万円毎に　１万１０００円  
　　　　　　　　　１０億円を超える部分　　５０００万円毎に　　　８０００円  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　がそれぞれ加算されます。